平成２２年（フ）第９１９４号
千葉県山武郡横芝光町栗山4919―13
債務者　勝又　しげ
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１９５号
千葉県成田市新町869―１
債務者　南村　禎子（旧姓勝又）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２０６号
東京都大田区本羽田２丁目６―17―317
債務者　青木　広文
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２０９号
埼玉県春日部市梅田本町２丁目３―５　フラットH106
債務者　安達千也子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２１０号
東京都目黒区下目黒３丁目２―４―201
債務者　中曽　紀彦
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２１１号
東京都板橋区成増２丁目30―２　グランド・メゾン成増B201
債務者　麻生よし乃
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２１２号
東京都町田市忠生２丁目27―45―401
債務者　赤松　序一
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２１４号
東京都北区豊島３丁目11―１―405
債務者　石川　順一
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２１５号
神奈川県相模原市中央区上溝2421―１　上溝神明団地１―502
債務者　保尊　晶子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２１６号
東京都江東区南砂６丁目11―10―202
債務者　小川　朝美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２１９号
千葉県松戸市仲井町１丁目11―10―48―302
債務者　高橋　香織
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２２０号
東京都世田谷区大蔵３丁目３―20―108
債務者　三田千枝子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２２２号
千葉県千葉市稲毛区穴川２丁目３―６―11
債務者　池田　淑子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２２３号
東京都品川区北品川２丁目13―４
債務者　田口　芳江
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２２４号
東京都足立区西新井本町５丁目11―３―603
債務者　塚田　敏子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２２７号
東京都三鷹市中原３丁目４―26―103
債務者　江口　秀雄
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部